

# 令和2年度 東京都立戸山高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和2年4月1日  
校長 決 定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) 学校は「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、その学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにして作るかという社会全体の課題であると受け止め、次の方策を行っていく。

### (2) いじめの防止

学校いじめ対策委員会、学校サポートチームを設置するとともにいじめに関する研修・授業を通して教職員・生徒の意識を向上させ、担任をはじめとする相談体制の整備を図り、生徒の集団の一員としての自覚と自信そしてストレスへの対応力・コミュニケーション能力を育む授業づくり・集団づくりを行う。

### (3) 早期発見

定期的な「生活意識調査」の実施、スクールカウンセラーによる全員面接、担任による定期的な個人面接を通していじめの早期発見を図る。いじめ発見のチェックシートを活用するなど生徒の示す変化や危険信号を見逃さないアンテナを高く持つ。

### (4) いじめに対する措置

いじめが発見された場合、正しい情報を集め、いじめ対策委員会を核とした指導・支援体制を組む。いじめられた生徒、いじめた生徒、いじめを見ていた生徒に対する指導支援を的確に行う。また、保護者と連携するため、担任をはじめとする教職員が保護者に事実関係を伝えるとともに、連携方法について話し合う。

## 2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、校内の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置く。

#### イ 所掌事項

(1) いじめの防止

(2) 早期発見

(3) いじめに対する措置

#### ウ 会議

原則として、年3回程度開催する。必要に応じて校長が召集する。

#### エ 委員構成

協議委員と内部委員で構成する。協議委員は校長が推薦し、都教委が委嘱する。内部委員は校長、副校長、生徒主任、保健主任、カウンセラー及び各学年主任とし、校長が委嘱する。

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

問題行動への効果的な対応と未然防止を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進める。

#### イ 所掌事項

- (1) 学校内外での問題行動の把握
- (2) 家庭、地域、関係諸機関との連携
- (3) 問題行動の予防及び重大事態への対処

#### ウ 会議

- (1) 原則として、年2回。必要に応じて校長が召集する。

#### エ 委員構成

協議委員と内部委員で構成する。協議委員は校長が推薦し、都教委が委嘱する。内部委員は校長、副校長、生徒主任、保健主任及び各学年主任とし、校長が委嘱する。学校サポートチームは学校運営連絡協議会内に設置する。警察署署員を加える。

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

#### ア 道徳教育の充実

「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操と道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

#### イ わかる授業による学習意欲の向上

すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善をすることで、学力向上や生徒指導上の諸問題の未然防止に努める。また、チャイム始業や正しい姿勢を身につけさせ、基本的な生活習慣の改善に努める。

#### ウ 社会体験・交流体験

職業体験を通して社会との交流、世代を超えた人との交流を図り、社会に一員としての意識を高めていく。自己有用感を感じさせるとともに責任感を育てる。

#### エ 外部の専門家による講演会や授業

専門家による講演会や授業を1年に最低1回行う。

#### オ 生徒会を中心とした取組

生徒会役員にいじめについて考えさせ、学校全体での取組を実施する。

(2) 早期発見のための取組

ア 生活意識調査の実施

必要に応じて年1回以上生活意識調査を実施する。

イ スクールカウンセラーによる全員面接の実施

入学生にスクールカウンセラーによる全員面接を行い、スクールカウンセラーに対する抵抗感をなくし、実態を把握できる環境をつくる。

ウ いじめ発見のチェックシートの活用

個人面談や指導の際にいじめ発見チェックシートを活用して、早期発見に努める。

エ 定期的な個人面談の計画

学期に1度以上の個人面談を実施し、生徒の状況把握に努める。

(3) 早期対応のための取組

ア 把握した情報に基づく対応方針

学校いじめ対策委員会が、いじめとして対応すべきか判断する。学校設置者や警察等への連絡をとる。大きな被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。「重大な事態」と判断された場合には、学校の設置者の指示に従って必要な対応を取る。

イ 被害生徒の安全確保とケア

安全を確保し、プライバシーを守ること。保護者への迅速な連絡をし、教育的配慮のもとでケアや指導を行う。組織で対応する。

ウ 加害生徒に対する指導

一面的な解釈で対応しないこと。プライバシーを守ること。保護者への迅速な連絡を行う。教育的配慮のもとで指導していく。組織で対応する。

エ いじめを伝えた生徒の安全確保

被害者だけでなく、いじめを伝えた生徒に被害がおよばないように常に見守る。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護

被害生徒の保護を第一とし、安全を確保する。

イ スクールカウンセラーの活用計画

被害生徒・加害生徒ともスクールカウンセラーの面談を行い、教育相談センター医療機関などと連携しながら指導していく。

ウ 加害生徒への働きかけ

警察とも連携し、迅速に対応する。

エ 保護者や地域との連携

被害生徒・加害生徒とも保護者との連絡を密にとり、状況を周知するとともに理解を求める。警察や児童相談所、教育相談センターと連携を取る。

## 5 教職員研修計画

- (1) 職員会議等での校内研修  
年2回実施する。
- (2) 外部人材を活用した校内研修  
必要に応じて専門職を招いて行う。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会の活用  
命の大切さ、いじめを許さない学校の方針を学校便りや保護者会で周知する。
- (2) スクールカウンセラーによる保護者相談・カウンセラー便りの活用  
生徒だけでなく、保護者のスクールカウンセラーの活用を進める。定期的なカウンセラー便りの発行により、心のケアを行う。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域人材の活用による取組  
警察OBのスクールサポーターや民生委員との連携を図る。
- (2) 警察・児童相談所等との日常的な連携の在り方  
常に連絡を取りながら、情報の共有を図る。
- (3) 警察への通報の在り方  
緊急な場合だけでなく、小さな事例でも相談するように努める。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止等に関する学校評価の方法  
学校評価アンケートの項目に「いじめ防止」の対策について加える。
- (2) 学校評価の項目、指標  
いじめに対する学校の姿勢を評価する項目、指標とする。
- (3) 基本方針の改善のための方策  
学校評価の結果を踏まえ、PDCAサイクルを通じた改善策を検討し、実行する。